ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（再改定）

（平成１４年６月策定
平成１９年２月改正
平成２０年５月再改定）

平　成　２　０　年　５　月

総務省総合通信基盤局

目　次

１　ガイドラインの目的等 2
（１）ガイドラインの目的 2
（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲 2
２　電気通信事業法に係る事項 4
（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続 4
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係 4
（３）ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化 9
（４）ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化 9
（５）ネットワークの輻輳対策 11
（６）法制上の解釈に関する相談 11
（７）意見申出制度 12
（８）協議が調わなかった場合の手続 12
（９）ＭＶＮＯによる端末の調達 13
（１０）電気通信番号（電話番号）管理 14
（１１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係 16
（１２）提供条件の説明及び苦情等の処理 17
（１３）その他 18
３　電波法に係る事項 20
（１）事業開始の際に必要な手続 20
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係 20
４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連） 22
（１）国内ローミング 22
（２）国際ローミング 22
５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯについて 23
（１）電波法第２７条の１３の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について 23
（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行 23
６　見直し 24

１　ガイドラインの目的等

（１）ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者(ＭＮＯ:Mobile Network Operator)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するＭＶＮＯ(Mobile Virtual Network Operator）の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、ＭＶＮＯが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和２５年法律第１３１号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、ＭＶＮＯと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、ＭＶＮＯとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、ＭＶＮＯの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、ＭＮＯ、ＭＶＮＯ及びＭＶＮＥを次のように便宜的に定義(working definition)し、用いることとする（今後、ＭＶＮＯの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る)。

なお、次の定義に必ずしも該当しないＭＶＮＯであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

１）ＭＮＯ

ＭＮＯとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

２）ＭＶＮＯ

ＭＶＮＯとは、

① ＭＮＯの提供する移動通信サービスを利用して、又はＭＮＯと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、

② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者

と定義する[1]。

３）ＭＶＮＥ

ＭＶＮＥ（Mobile Virtual Network Enabler）とは、ＭＶＮＯとの契約に基づき当該ＭＶＮＯの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。ＭＶＮＥは今後のＭＶＮＯの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことにかんがみ、ここでは、当面、次の２つの形態を想定する。

① ＭＶＮＯの課金システムの構築・運用、ＭＶＮＯの代理人として行うＭＮＯとの交渉や端末調達、ＭＶＮＯに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合

② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例、ＭＮＯ及びＭＶＮＥとの関係の例（いずれもイメージ図）】

⇒ ２６ページ図１のとおり。

[1] 例えば、無線局の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。

しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

本特例制度は、PHSの小電力（10mW以下）の基地局等の無線局について他者に運用させることを可能とする制度として、「放送法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第136号）により創設され、平成20年4月1日から施行。また、本特例制度を拡充するため、フェムトセル方式の超小型基地局等について他者に復旧や移設のための運用を行わせることを可能とする制度を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」が第169回国会に提出されている。

２　電気通信事業法に係る事項

（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続

ＭＶＮＯは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない[2]（事業法第９条及び第１６条第１項、事業法施行規則第４条及び第９条第１項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにＭＶＮＯとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第１０条第１項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係

ＭＶＮＯとＭＮＯとの関係について、ＭＮＯからＭＶＮＯに対する卸電気通信役務の提供、又はＭＮＯとＭＶＮＯとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】
⇒　２７ページ図２のとおり。

１）卸電気通信役務の提供による場合

ＭＶＮＯが、ＭＮＯから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、ＭＶＮＯは電気通信事業者であることから、ＭＮＯがＭＶＮＯに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第２９条第１項第１０号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第６条）。そのため、ＭＮＯは、ＭＶＮＯから他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、ＭＮＯは、他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務づけられていない。

---

[2] その設置する電気通信回線設備が電気通信事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

ＭＮＯがＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する場合、ＭＮＯがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、ＭＶＮＯとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。いずれの場合であっても事業法上必要となる行政手続はない。

ＭＶＮＯが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、ＭＶＮＯの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、ＭＮＯ及びＭＶＮＯは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

また、ＭＮＯが卸電気通信役務の提供に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある[3,4]（事業法第２９条第１項第１０号）。

２）事業者間接続による場合

ア　事業法第３２条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

ＭＶＮＯは、その電気通信設備をＭＮＯ及び固定通信事業者を含む複数の事

---

[3] 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/kyoso_soku_1412.pdf）に記載されており、以下のような行為がこれに該当する。

（例）

・MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。

・自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。

・MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。

[4] また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第4項）。

業者（以下「ＭＮＯ等」という。）の電気通信回線設備[5]と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、ＭＮＯ等は、ＭＶＮＯからその電気通信設備をＭＮＯ等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第３２条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってＭＶＮＯが取得する情報[6]その他の接続条件については、まずはＭＶＮＯにおいて提示すべきものであり、ＭＮＯはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第３２条第１号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じることにより、当該ＭＶＮＯのシステムが当該ＭＮＯのＨＬＲ等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯへ課金情報を提供する際に、当該ＭＮＯの利用者の個人情報等が当該ＭＶＮＯから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、当該ＭＮＯにおける周波数の不足等[7]により当該ＭＮＯの利用者[8]への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[9]

---

[5] 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電気的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

[6] 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）

・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報

・主にHLR（Home Location Register：端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報

・主にCDR（Call Detail Record：通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報

・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

[7] 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

[8] 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

[9] 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有す

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第３２条第２号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第１号）

④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第２号）

（例）

・ＭＶＮＯが申し込んだ接続形態を実現するためにＭＮＯ側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない[10]。

（イ）利用者料金の設定権の帰属について

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、ＭＶＮＯが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、ＭＶＮＯ及びＭＮＯが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる[11]。

（ウ）接続料の課金方式について

るMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

[10] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1 裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

[11] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2 裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、ＭＮＯが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位（帯域幅）の課金方式を採用することも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる[12]。

イ　第二種指定電気通信設備を設置するＭＮＯの接続に係る規律

第二種指定電気通信設備を設置するＭＮＯは、上述の事業法第３２条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第３４条第２項）とともに、当該接続約款を公表[13]する義務を負う（同条第５項）。また、ＭＮＯの定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第３４条第３項）。

①　第二種指定電気通信設備を設置するＭＮＯ及びこれとその電気通信設備を接続するＭＶＮＯの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（同項第１号）
②　ＭＶＮＯの電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（同項第２号）
③　電気通信役務に係る料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（同項第３号）
④　第二種指定電気通信設備を設置するＭＮＯが取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき[14]（同項第４号）
⑤　ＭＶＮＯに対し不当な条件を付すものであるとき（同項第５号）
⑥　特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき（同項第６号）

なお、ＭＮＯが接続に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合が

---

[12] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3　裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

[13] 接続約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない（事業法施行規則第23条の8）。

[14] 第二種指定電気通信設備を設置するMNOとの接続にあっては、当該 MNO の接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの）を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる（事業法第34条第3項第4号）。
なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。

ある。

（３）ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとととともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、ＭＶＮＯとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい[15]。

（４）ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

１）基本的考え方

ＭＮＯが卸電気通信役務契約の提供又は接続に関してＭＶＮＯとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある[16]。

---

[15] MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。

（例）

・MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。

・MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。

・MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。

・卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

[16] MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務契約や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、ＭＮＯにおいてＭＶＮＯから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

<table>
<tr><th>一般的に聴取に理由があると考えられる事項</th><th>一般的に聴取に理由がないと考えられる事項</th></tr>
<tr><td rowspan="4">・ＭＮＯの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等）
・ＭＮＯが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等）</td><td>・ＭＶＮＯが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系</td></tr>
<tr><td>・ＭＶＮＯの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態</td></tr>
<tr><td>・ＭＶＮＯが提供するサービスの原価</td></tr>
<tr><td>・ＭＶＮＯが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画</td></tr>
<tr><td>・ＭＮＯによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）</td><td>・ＭＶＮＯが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先</td></tr>
</table>

ただし、ＭＶＮＯが企図する事業形態は多種多様であることから、ＭＮＯに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、ＭＶＮＯの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、ＭＮＯにおいて、その聴取の合理的な必要性をＭＶＮＯに対して明示することが求められる[17]。

２）市場支配的なＭＮＯに係る規律

・MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

[17] なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

事業法第３０条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なＭＮＯは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消対象となる（事業法第３０条第４項、第１４条第１項及び第１２６条第１項第３号）。

・ＭＶＮＯの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該ＭＶＮＯ及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第３０条第３項第１号）。
・その電気通信業務について、特定のＭＶＮＯに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第３０条第３項第２号）。
・ＭＶＮＯに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第３０条第３項第３号）。

（５）ネットワークの輻輳対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、ＭＮＯは、ＭＶＮＯに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、ＭＮＯにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第２９条第１項第２号）。

（６）法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、ＭＶＮＯ事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、ＭＶＮＯ及びＭＮＯ間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３８条）。

（７）意見申出制度

ＭＮＯとＭＶＮＯとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、ＭＮＯ（又はＭＶＮＯ）の業務の方法に苦情その他意見のあるＭＶＮＯ（又はＭＮＯ）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第１７２条第１項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第１７２条第２項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（０７年１２月）[18]に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第２９条に基づく業務改善命令等）を講じる。

（８）協議が調わなかった場合の手続

１）総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該ＭＶＮＯは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法第３５条第１項及び第３９条において準用する第３８条）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第３５条第３項及び第４項並びに第３９条において準用する第３８条）。

２）電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

[18] http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/021221_7_bs1.pdf

ＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、電気通信事業紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第１５６条第２項において準用する第１５４条）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、ＭＶＮＯ及びＭＮＯは、双方で合意の上で、電気通信事業紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第１５６条第２項において準用する第１５５条）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信事業紛争処理委員会「電気通信事業紛争処理マニュアル　紛争処理の制度と実務」[19]を参照。

（９）ＭＶＮＯによる端末の調達

ＭＶＮＯは、自ら端末を調達し、ＭＮＯのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準[20]を満たす必要がある（電波法に係る事項については、「３　電波法に係る事項」を参照。）。

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない（事業法第５２条）こととされており、ＭＶＮＯが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をＭＮＯのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受けることとなる。

なお、ＭＶＮＯの端末設備をＭＮＯのネットワークに接続する場合においては、事前確認試験等が必要となる場合があるが、これらについては、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である。そうした事前確認試験等を実施する際に、ＭＮＯが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第２９

[19] http://www.soumu.go.jp/hunso/guidance/pdf/manu.pdf

[20] 事業法第69条及び「端末設備等規則」（平成16年総務省令第44号）並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/tanmatu/index.html）、「無線局機器に関する基準認証制度」（http://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/tech/index.htm）を参照。

条第１項第２号）の対象となる場合がある。

（１０）電気通信番号（電話番号）管理

１）電話番号の利用

移動通信サービスに関する電話番号について、総務大臣から指定を受けるためには、当該移動通信サービスを自ら提供するための基地局の無線局免許を有することが必要とされており（電気通信番号規則第９条第１項、第１５条第２項、別表第一及び別表第二）、当該無線局免許を持たないＭＶＮＯに対し、直接電話番号が指定されることはない[21]。

このため、ＭＶＮＯがＭＮＯの電気通信回線設備に接続される携帯端末等を利用者に提供して役務提供を行う場合であっても、事業法上の電話番号の指定を受ける対象はＭＮＯである。

したがって、ＭＶＮＯがＭＮＯから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供する場合、ＭＶＮＯは、電気通信役務の提供元であるＭＮＯに付与された電話番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該ＭＮＯとの間において締結される卸電気通信役務契約において電話番号の利用についての取り決めを行うこととなる。当該番号のＭＮＯからＭＶＮＯへの受け渡しの形態については、あくまでＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である[22]。

また、ＭＶＮＯがＭＮＯと接続してサービスを提供する場合、ＭＶＮＯの利用者は、ＭＶＮＯからだけではなく、無線ネットワーク等ＭＮＯの役務提供区間において、ＭＮＯからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電話番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られることとなる。

２）携帯電話の番号ポータビリティ

---

[21] ただし、例えばMVNOが 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けたMNOと接続してIP電話サービスを提供する場合には、電気通信番号規則第10条第1項第2号の規定に基づき、同規則別表第二の12の項の要件を満たすことにより、MVNOが直接050番号の指定を受けることが可能である。また、MVNOが当該MNOと接続してFMCサービスを提供する場合には、同規則第10条第1項第1号の規定に基づき、同規則別表第二の11の項の要件を満たすことにより、MVNOが直接060番号の指定を受けることが可能である。

[22] MNOが電気通信番号の指定を申請する際には、MVNOの需要の見込みを自らの「電気通信番号を必要とする根拠となる需要の見込み」に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性にかんがみ、必要とする電気通信番号の数がその根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。

このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

ＭＶＮＯがＭＮＯから卸電気通信役務の提供を受けサービス[23]を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたＭＮＯは、ＭＶＮＯの利用者に係る電話番号について、以下の措置を講じなければならない（電気通信番号規則第２０条）。

- 当該ＭＮＯから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供するＭＶＮＯ（以下「卸先ＭＶＮＯ」という。）の利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先ＭＶＮＯから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第２０条第１号）。
- 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先ＭＶＮＯに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第２０条第２号）。
- 当該ＭＮＯ又は卸先ＭＶＮＯの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該ＭＮＯと卸先ＭＶＮＯとの間及び卸先ＭＶＮＯ間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第２０条第３号）。

また、ＭＶＮＯがＭＮＯと接続してサービス[23]を提供する場合[24]には、接続相手のＭＮＯ以外の電気通信事業者（ＭＮＯ及びＭＶＮＯ）から接続先のＭＶＮＯへ利用者が移行する際、引き続き同じ電話番号を利用できるようにするための措置を、携帯電話の電話番号の指定を受けている当該ＭＮＯが講じなければならない。なお、当該措置は上記の関係事業者間で相互（双方向）に確保されることが求められる。

上記のＭＶＮＯの利用者の番号ポータビリティに係るＭＮＯの措置の義務はルーティング変更等システム上の措置を求めるものであり、受付等の手続については、ＭＮＯに対して制度上義務付けるものではなく、まずは、ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議によるべき事項である。

なお、ＭＶＮＯがＭＮＯから卸電気通信役務の提供を受け、自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、ＭＶＮＯの利用者と直接契約を行うのはＭＶＮＯとなるため、ＭＶＮＯも、事業開始時点から、ＭＮＯとの間の協議により決定された範囲内で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、顧客情報の確認、本人確認等の番号ポータビリティ受付の対応など番号ポータビリティの実施において必要な措置を自ら実施することが一般的である。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

---

[23] 衛星船舶電話サービス、衛星携帯電話サービス及びデータ通信専用サービスを除く。

[24] この場合、当該MNOの役務提供区間においては、利用者に対して当該MNOが電気通信役務の提供を行っている関係にある。

（１１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係[25]

ＭＶＮＯと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、ＭＶＮＯに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第２９条第１項）。

① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（脚注３参照）を参照。

また、ＭＶＮＯが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、ＭＶＮＯがこれらの情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第４条）を侵害しないようにする必要がある。

---

[25] 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。
なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

さらに、ＭＶＮＯは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン」（平成１６年総務省告示第６９５号）が適用される。ＭＶＮＯがＭＮＯの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、ＭＶＮＯが利用者の個人情報をＭＮＯに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（同ガイドライン第１５条）。

この場合において、ＭＶＮＯは、電気通信サービスの提供に関する契約約款において、当該個人情報の第三者提供に関する規定を定め、当該契約約款に基づき電気通信サービス提供契約を締結している場合、本人の同意があるものと解される[26]。

また、ＭＮＯはＭＶＮＯから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するＭＶＮＯは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成１７年法律第３１号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきＭＶＮＯに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成１７年総務省令第１６７号）第２条ただし書[27]において、同法の適用を受ける携帯音声通信役務から除外されているため、ＭＮＯは、当該契約の締結に際して、ＭＶＮＯに対して本人確認等を行う必要はない。

（１２）提供条件の説明及び苦情等の処理

ＭＶＮＯ及び当該ＭＶＮＯに係る契約の締結の媒介等を業として行う者は、次に掲げる一般消費者向けの移動通信サービスの提供に関する契約の締結等をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要についてその者に説明しなければならない

---

[26] 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/pdf/051018_2.pdf）参照

[27] 「法第2条第2項の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信役務の提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供される電気通信役務であって、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務とする。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条）

（事業法第２６条）[28]

① 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続のサービス

② ＰＨＳ及びＰＨＳ端末からのインターネット接続のサービス

③ ①及び②を除くインターネット接続サービス

また、ＭＶＮＯは、当該電気通信役務の利用者からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第２７条）[28]。この場合、ＭＶＮＯに寄せられた苦情及び問い合わせが、ＭＮＯの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、ＭＮＯはＭＶＮＯと協力して対応する必要がある。

なお、総務大臣は、事業法第２６条及び第２７条の規定に違反したときは、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第２９条第２項）[28]。

（１３）その他

ＭＶＮＯは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

① 業務協定の認可の申請

ＭＶＮＯの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第４０条）。

② 通信量等の報告

上記①の業務協定の認可が必要となるＭＶＮＯ及び国際間のネットワークをインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するＭＶＮＯ並びにＭＮＯと接続して音声の移動通信サービスを提供するＭＶＮＯ（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（電気通信事業報告規則第２条第３項及び第５条）。

③ 事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名の変更にあっては変更後遅滞なく、業務区域の変更にあっては事前に届け出

[28] 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040305_6_b1.pdf）を参照。

ることを要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第１６条第２項及び第３項、事業法施行規則第９条及び第１０条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１７条、事業法施行規則第１１条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１８条第１項）。なお、この場合には、休廃止の日までに適切な期間を確保して、その旨を利用者に対して周知させなければならない（事業法第１８条第３項）[28]。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第１８条第２項）。

３　電波法に係る事項

（１）事業開始の際に必要な手続

ＭＶＮＯは、その事業に用いる無線局（基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（以下「端末」という。）をいう。以下同じ。）を自ら開設しない（１（２）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてＭＶＮＯとみなされる者（以下「みなしＭＶＮＯ」という（脚注１参照）。）が無線局の運用を行う場合には、ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第４１条の２の３第１項において準用する同規則第４１条の２）。また、ＭＮＯは、遅滞なく、みなしＭＶＮＯの氏名又は名称、みなしＭＶＮＯによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第２項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係

ＭＮＯが基地局、陸上移動中継局及び端末を自ら運用する場合には、ＭＮＯは、その運用に係る責任を有する[29]。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

ＭＮＯが無線局の運用を行う場合には、ＭＶＮＯの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はＭＮＯに課せられる。この混信の除去について、ＭＶＮＯはＭＮＯに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある[30]。

みなしＭＶＮＯが無線局の運用を行う場合には、みなしＭＶＮＯがその運用責任を有する。ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第３項）。

この場合において、当該無線局について不適正な運用が行われた場合、その運用に関する直接的な責任は、実際にその運用を行ったみなしＭＶＮＯが負うこととなり、運用停止命令等は、みなしＭＶＮＯに対して行われることになる。また、ＭＮＯがみなしＭＶＮＯに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、ＭＮＯは監

---

[29] MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

[30] 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

督責任を負うことになり、その結果、ＭＮＯが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る。

　この他、ＭＶＮＯは、ＭＮＯに対して実際に運用する端末台数についての情報も提供する必要がある。

４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（１）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域[31]に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける､いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第２９条第１項各号）。

（２）国際ローミング

ＭＶＮＯの利用者が提供を受ける国際ローミングサービスについては、ＭＮＯと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、ＭＶＮＯにおいて、特段の行政手続を要しない。

ＭＶＮＯが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該ＭＶＮＯとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するＭＮＯは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第１０３条の５）。

① 当該端末が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
② 当該端末が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
③ 当該端末の技術基準が国内の技術基準に適合していることが証明されていること。

なお、国内のＭＶＮＯがその端末を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

[31] 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯについて

（１）電波法第２７条の１３の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について

特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合[32]、開設計画の認定を受けたＭＮＯは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

ＭＮＯが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合[33]、これは当該ＭＮＯの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和２５年電波監理委員会規則第１２号）第３条）[34]。

（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

ＭＮＯは、事業法第９条の電気通信事業の登録又は同法第１３条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第１６３条）を履行しなければならない[35]。

ＭＮＯが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第２９条第１項）。

また、ＭＮＯが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第１４条第１号）。

---

[32] 2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成 19 年総務省告示第 457 号）においては、「本開設指針が対象とする特定基地局による電気通信役務の多様化と電波の有効利用の促進に資するため、本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有すること」を開設計画の認定の要件として定めている。

[33] 2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針においては、開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出するものと規定されており、MVNOへの説明会の開催や標準プランの策定その他のMVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況も当該報告の対象となる。

[34] 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設に当たっての免許の要件として規定されている。

[35] 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画について認定を受けた者に係る事業法第9条の電気通信事業の登録又は同法第13条に基づく変更登録に関し、①登録申請の添付書類として、電波法第27条の13に基づく特定基地局の開設計画において「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」として記載した内容を添付すること、②当該記載内容を履行すること及び他の電気通信事業者への開放状況を報告することを条件として付すこととしている。

６　見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるＭＶＮＯのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

（全般〔代表窓口〕）

ＭＶＮＯ支援相談センター（事業政策課内）		TEL.03-5253-5837

（電気通信事業法関係）

電気通信事業部	事業政策課	TEL.03-5253-5835
	料金サービス課	TEL.03-5253-5842
	データ通信課	TEL.03-5253-5852

（電波法関係）

電波部	電波政策課	TEL.03-5253-5873
	移動通信課	TEL.03-5253-5893

図 1

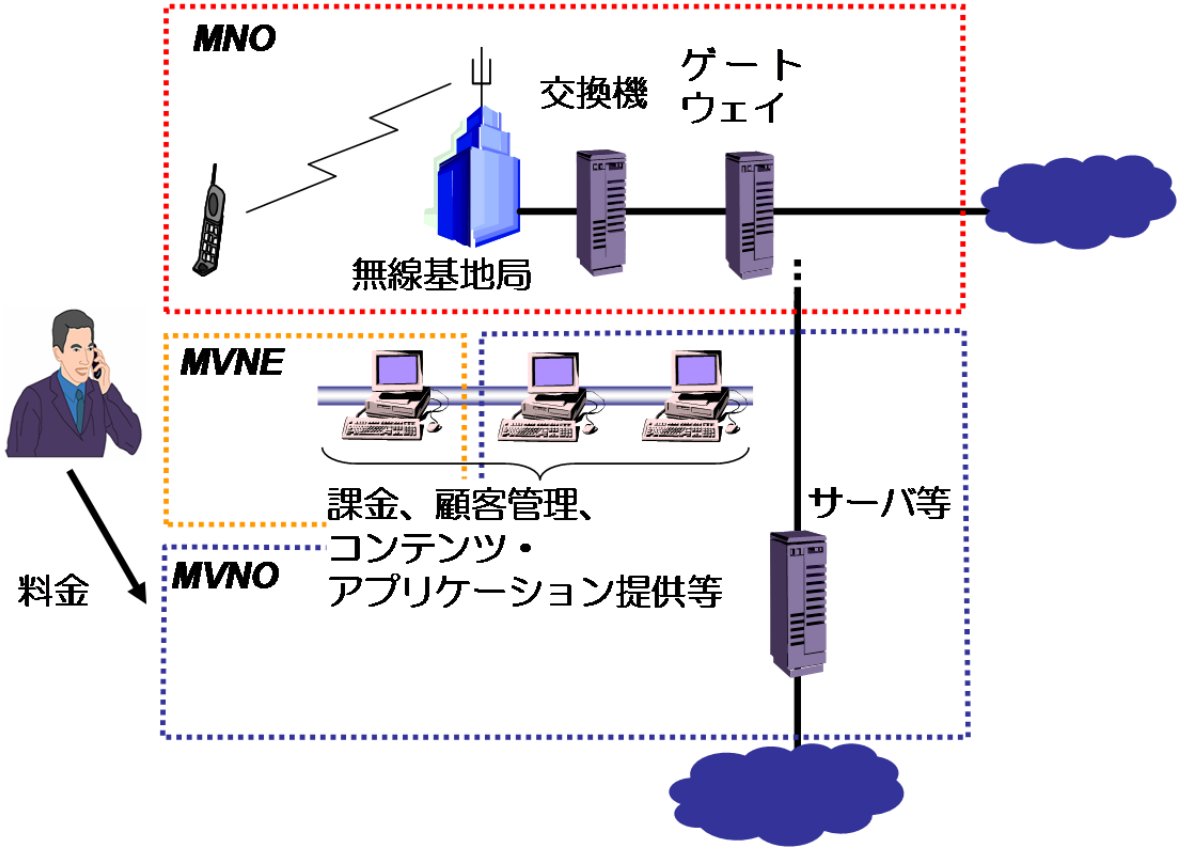
MNO
交換機
ゲート
ウェイ
無線基地局
MVNE
課金、顧客管理、
コンテンツ・
アプリケーション提供等
サーバ等
料金
MVNO

図 2

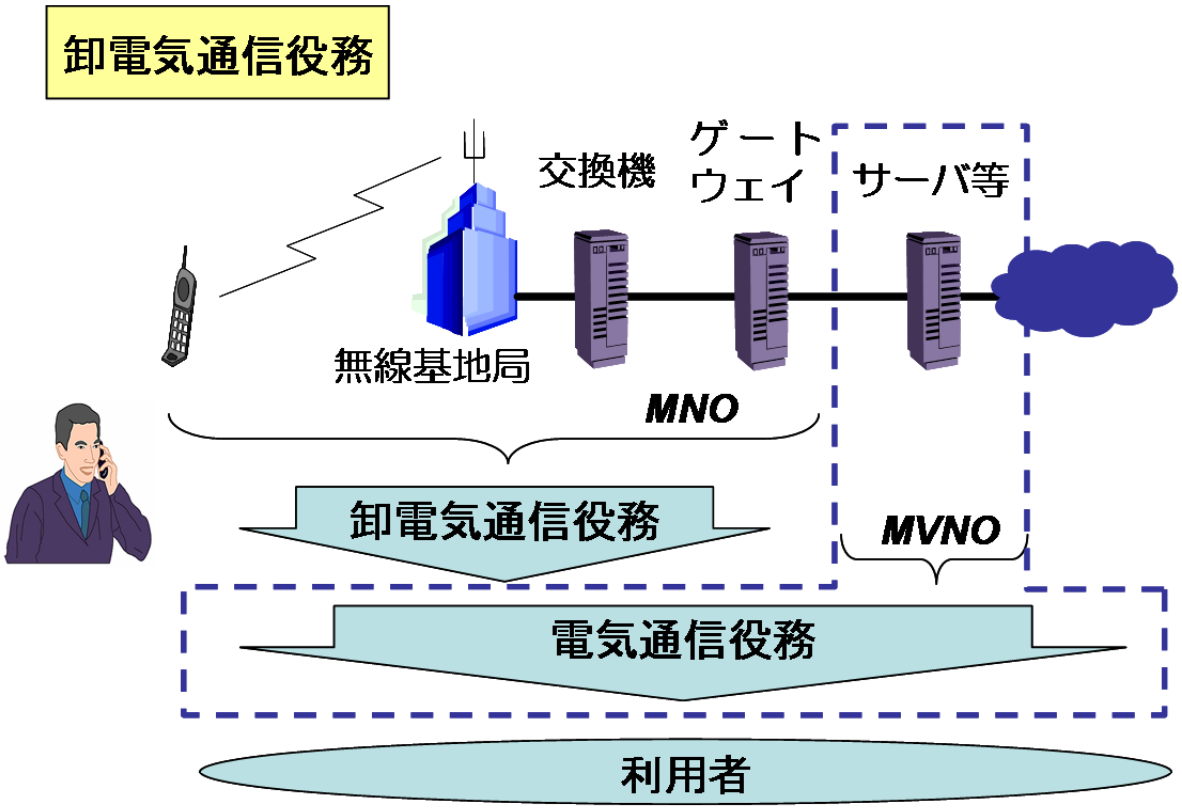
卸電気通信役務
交換機
ゲート
ウェイ
サーバ等
無線基地局
MNO
卸電気通信役務
MVNO
電気通信役務
利用者

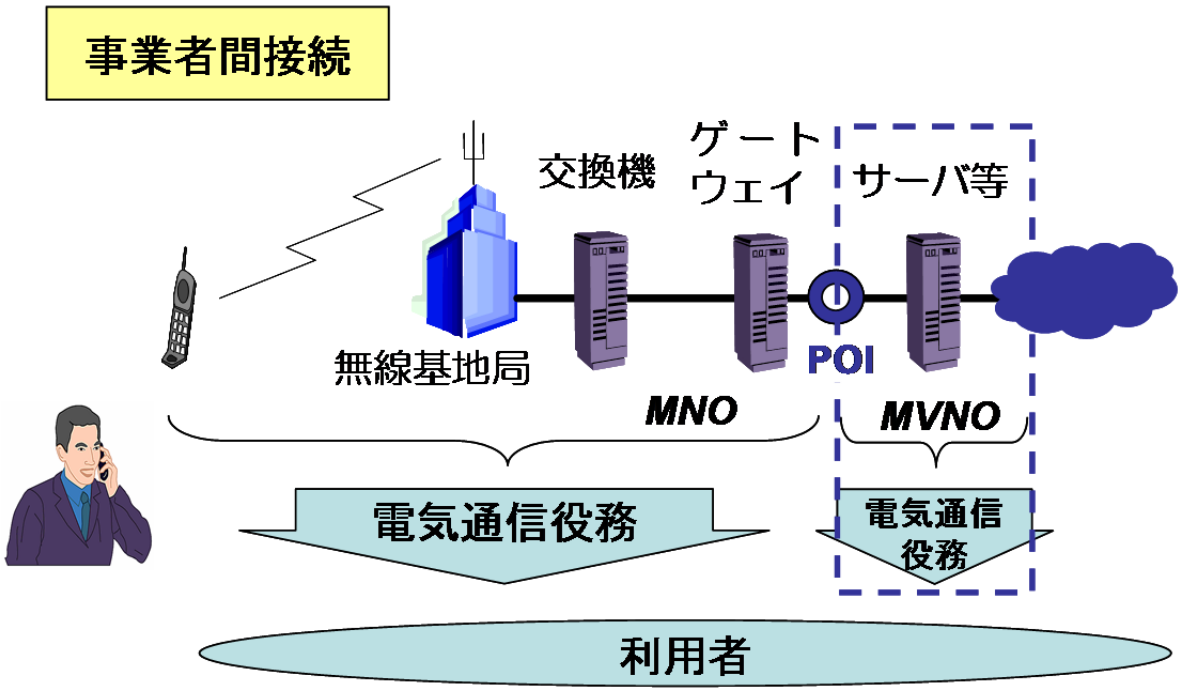
事業者間接続
交換機
ゲート
ウェイ
サーバ等
無線基地局
POI
MNO
MVNO
電気通信役務
電気通信
役務
利用者